

平成27年度
第一回宮崎市景観審議会
議 事 録

日 時 平成27年10月7日(水)
9:30~12:10

場 所 宮崎市保健所1階 研修室B

平成27年度 第一回宮崎市景観審議会

1. 審議会の日時及び場所

日 時 平成27年10月7日(水) 9:30~12:10

場 所 宮崎市保健所1階 研修室B

2. 出席委員

第1号委員 北川 義男
出口 近士
松竹 昭彦
菊池 克頼
石川 千佳子
藤元 良一
田村 恵理子

第2号委員 日高 実枝
青山 桂子
南部 恵
渡辺 吏

第3号委員 高橋 信尋

第4号委員 谷口 幸雄

特別委員 平岡 直樹
岡崎 礼子
水間 京子
松田 慎介

3. 欠席委員

第1号委員 前田 省子

第4号委員 沓掛 孝

4. 議案

議案 屋外広告物の規制の見直しについて

5. 報告

報告 “みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会の橘通3丁目バス停リニューアルについて

6. 審議の経過及び結果の概要

次項以降、審議会議事録のとおり

司会 只今より平成27年度第一回宮崎市景観審議会を開催いたします。
それでは最初に都市整備部長より委員の皆様に挨拶申し上げます。

部長 <部長挨拶>

司会 ありがとうございます。
それでは審議に入ります前にご報告いたします。只今の委員出席が定数の過半数を超えておりますので、本会議が成立しますことをご報告申し上げます。
続きまして資料の確認をさせていただきます。
(冊数説明)
資料の不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

会長 では、これから審議に入っていきたいと思います。本会議の議事録署名委員につきましては、今回は〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思いますが、お二人ともよろしいでしょうか。

各委員 <了解の声>

会長 それでは、審議に入りたいと思います。諮問書にて議案「屋外広告物の規制の見直し」について、平成27年9月25日付けで宮崎市長から届いております。
では早速、事務局の方からご説明をよろしく申し上げます。

事務局 <事務局説明>

会長 「1. 沿道景観に関する規制の見直し」の説明をしていただきました。ここまでで何か質問はございますか。

委員 屋外広告物部会の範囲を主に検討している内容だと思っておりますが、屋外広告物条例や景観条例は自治体が独自に自ら進むべき方向を決めて、規制をかけ、宮崎市全体としてい

い景観を目指すものであります。しかし、諮問内容の中に、主要な道路の沿線ということで厳しい規制がかかっており、沿道景観を守ろうとしているものを、なぜ用途地域に併せて緩和しようとしているのか、なぜ宮崎市全体の景観に資するということを考えなかったのかということをもとに聞きたいと思っております。

それから宮崎市全体というよりも宮崎県全体が全県公園化構想が具体的に進もうとしており、このような上位計画がある中、今回の見直しはどのような位置づけなのかを確認させていただきたいと思っております。

景観と規制の考え方が間違っているのではないかと考えています。

事務局 間違いの修正を除いた規制の見直しについてですが、〇〇委員からご指摘のありました「規制の緩和」を除いたものにつきましては、沿道景観を守るために規制を厳しくしたいとするもので、今回の見直しの柱となるものです。ご指摘のあった唯一の規制の緩和については、その地域の用途地域が工業地域、準工業地域ということで、工場などが立地しており、以前の審議会に諮問し、ご承認いただいた違反広告物でも誓約書の提出を条件として許可することができる特例許可により許可を受けているものが多くあります。このような状況にあるため、実情に即した方がよいのではないかと考えて、ご意見をいただきたいと思っております、諮問させていただいた次第です。

会長 今回の話をまとめますと、1ヶ所ある規制緩和の部分は別として、それ以外は基本的には景観的縛りはより良くなるようなものになっているということですね？

事務局 はい、そうです。

会長 沿道景観をより良くしていくという基本方針はあるものの、沿道景観よりも用途地域を元にした唯一の規制緩和を提案している宮崎港前の県道宮崎インター佐土原線の取り扱いについて、どう整理するのがいいのかということですかね？質問どうぞ。

委員 ここは港がありますよね。カーフェリーで観光客がたくさんくると思います。そのため、今、議論となっている道路は観光バスもたくさん通りますし、景観上、重要な地点であると思います。私はこの議案書を読んで違和感があったのですが、緩和をすることは「実態として周辺と調和のとれたものにする」ということにはならないのではないかと考えています。直感的に考えて、景観は観光資源ということとを考慮すると、都市計画的に工業地域だからといって、安易に緩和することはないのではないかと考えます。

会長 この件に関して、他に意見のある方はいますか。

委員 規制見直しの基本的な手法が7Pに記載してありまして、郊外地が第2種禁止地域、市街地が第3種禁止地域とするとありまして、土地利用も大分変わったということもありますので、これを元にこのような見直しになったのだと思います。ただ、道路脇の海岸側と内陸側が同じ規制というのはどうかとは思いますが。ただ、県の方にも反省点が

ありまして、道路ができあがって規制をかけていたため、計画段階から規制をかけるべきだったのではないかと考えております。

会長 他に意見のある方はいますか。

委員 基本的な考え方のところですが、規制と活用のバランスをとらないといけないということで、景観と経済を何対何の割合で行政は重要視しているのかというのを教えていただければなと思います。

事務局 今、議論となっております規制の緩和の部分は事務局としても非常に悩んだところです。今まで景観を守ってきたところをなぜ緩和しないといけないのかという点について、課内で協議をいたしました。その際、緩和を望む広告主や利用者の声というのもあり、考慮したところです。この場所の景観的価値、また経済的価値のバランスをとるのは非常に難しいものであるため、本日、審議会にお諮りした次第です。

会長 ありがとうございます。他に何か意見のある方はいますか。

委員 私も最も気になったのは、この規制緩和の部分でして、景観という視点から見ると一ツ葉バイパスからつづいた南端の地点で、この一連の沿道景観として捉えないといけないと考えます。道路の東側が公園、西側が工業地域というアンバランスな面はあるものの、どちらを優先させるのかということを考えるに、全国的な成功事例を見ると、経済活動を優先した看板を設置するよりも、自然景観にマッチした看板とした方が、人が集まる傾向がかなりあるのではないかと考えます。そのため、この場所は「景観を優先すべき場所」だと思います。

会長 他に何か意見はないでしょうか。

委員 この場所は一連の沿道景観を形成しているということを考えると、ここを緩和すると連続性が失われ、この部分だけが「別物の景観」となってしまうと思います。

会長 ありがとうございます。他に何か意見のある方はいますか。

委員 宮崎に来た方が、まず最初に宮崎を見る玄関口の一つであるため、ここは景観を重視した方が良いと思います。

会長 他に何か意見のある方はいますか。

委員 宮崎らしさの一つに広々とした空や海が見えるというのがあると思いますので、この場所に背の高い看板が立つのは好ましくないと思います。

会長 他に何か意見のある方はいますか。
これまのでご意見やこれからの宮崎の方向性を考えていきますと、プランの中にガーデンシティ宮崎というものがあることや、この場所が第一種禁止地域につながる場所であること、大きな動きがある地区はできるだけ大切にしていける必要があるのでは、景観は非常に重要なものになります。そのため、この規制の緩和の部分については、再検討をしていただきたいと思います。他の部分については、景観という視点からよくなるものであるのでは、承認するということが良いでしょうか。

委員 他の部分についても、第2種禁止地域にするのか、第3種禁止地域にするのかという点がありますので、承認するというのは最後まで保留していただきたいと思います。

会長 わかりました。

委員 意見よろしいですか。この審議会は景観審議会ということで、規制を厳しくするというのはすんなり理解されるのですが、景観は自然に一番近いのが確かにいいのですが、今の議論は抽象的だと感じます。どこまでの規制を求めるのかということを中心に議論をしないといけないのではないかと思います。この区間をどのような規制にするというよりも、ある事業所にのぼり旗が大量に出ているということの方がよっぽど重要だと感じます。パリなどでは、色の規制が厳しく赤とか黄色とか全く使えませんが、このような色の規制をする方がよっぽどいいのではないかと思います。

特例許可を受けている事業所が将来的には現在の規制の範囲で看板を設置しなすということに約束されているのであれば、現在の規制の中でどうしてできないのかという議論の方が大事だと思う。

委員 景観と屋外広告物の関係は基本的に喧嘩するものです。広告は目立てば目立つほど効果が高まるため、景観の観点からバランスをとらないといけない。そのため、宮崎市の景観行政が、宮崎市のまちづくりがコンパクトシティを目指していく中、どういう方向に向かっていくのかを、根本的に考える時期に来ているのではないかと思います。そのため、今回のような規制の見直しについて簡単に「Yes」とか「NO」とか答えられないような状況にあると思います。なので、次の議案に進んでもらい最後に議論すべきではないかと思います。

会長 わかりました。それでは、事務局、あと2つの議案の説明をお願いします。

事務局 <事務局説明>

会長 ありがとうございます。何かご意見はございますか。

委員 指定道路の見直しの部分ですが、市街化区域の部分の指定道路の規制の効果がそもそも薄いものを廃止して、なぜそれが緩和になるのかというのが1点、もう1点は40ペ

ージになりますが、第2種禁止地域と第3種禁止地域において屋外広告物の規制内容と都市計画法で立地が認められている建築物にミスマッチがあるということですが、そもそもどうしてミスマッチとなっているのかということをお答えください。

事務局

まず、指定道路の市街化区域の部分を廃止するのがなぜ緩和になるのかということですが、市街化区域において指定道路の規制の影響があるのは第2種規制地域のみになるのですが、この地域に自家用外広告の大きな野立看板が設置できなかったのができるようになるというのが規制の緩和になります。とはいえ、指定道路が通っている第2種規制地域の部分は少ない上、野立広告ができなくても、壁面広告や屋上広告で代用ができる場合もあるため、市街化区域における指定道路の規制の効果が薄いと説明させていただいたところですが、次に2点目、都市計画法と屋外広告物条例のミスマッチのそもそも論についてですが、都市計画法は用途地域に応じた建築物を建築できるのですが、今回の見直しを提案している沿道サービス施設は、市街化調整区域に立地しているものになります。市街化調整区域は本来は大きな建築物は立地できないのですが、沿道サービス施設は例外的に設置が認められています。市街化調整区域であっても、主要な道路の沿線ということで第2種禁止地域や第3種禁止地域の規制がかかっていると掲出できる広告量は少なくなります。沿道サービス施設ということで、遠くからドライバーの目につく必要があるため、広告は大きくなってしまいますが、そうすると第2種禁止地域や第3種禁止地域で認められる広告量では収まらないことがあり、特例許可を受けているものが多くあります。そのため、都市計画法で立地が認められている沿道サービス施設と屋外広告物条例の規制がミスマッチと説明させていただいたところです。

委員

指定路線の資料をご覧ください。この路線の沿線というのは、本来は市街化調整区域ということで建物が建てられないのですが、沿道サービス施設は特例として設置することが認められているものになります。このような特例のために、商業機能が郊外にスプロール的に進んでいったということがあります。屋外広告物条例というのは空間の制御であり、広告物という面的に大きなものを制御できるシステムになっております。そのため、広告内容を制限するものではありません。今回、都市計画法で特例的、特典的に市街化調整区域に立地が認められている沿道サービスに対して、屋外広告物の規制を緩和するという事は、より一層都市のスプロール化を招くことにつながると思います。そこで、宮崎市として都市計画マスタープランとどのように整合されて今回のような沿道サービス施設の広告の緩和について諮問されたのかお伺いしたいと思います。

事務局

土地利用の考え方、沿道サービス施設の考え方と屋外広告物の規制の考え方が全く同じかと問われれば、同じとは言えませんが、景観課としては都市のスプロール化を目的として沿道サービス施設の規制の緩和を提案したものではありません。実際に発生している問題として市道大島通線や主要地方道宮崎島之内線、これらの路線は主要な路線ということで沿道の規制が厳しくなっているのですが、昔からある沿道サービス施設は特例許可で基準よりも多くの広告を出している、一方、新規の沿道サービス施設は基準内の広告量しか掲出できないという不公平な状況が発生しております。新規の沿道サービ

ス施設は最初は基準内で許可申請をしても、その後、置き看板や広告幕を追加で無断で掲出するという状況もあります。こういう実情を踏まえると緩和もやむを得ないのではないかと考え、諮問させていただいた次第です。

会長 他にご意見はございますか。

委員 事業者の方は自分の営業活動のために広告を多く掲出したいというのは分かりますが、一般市民の方は広告がこれ以上大きくなって欲しいと思っているのでしょうか。私たち審議会の委員は、そのようなサイレントマジョリティの意見を代弁しなくてはなりません。屋外広告物制度は全国的な制度であり、それに各地方の独自の取組みである沿道修景美化条例などの上乗せ規制をかけ、同じ面積規制の中、同じルールでどの業界の方も競争することになるため、不公平を与えているわけでもない上、市民、いわゆるユーザーも規制が緩和されることを望んでいないのではないかと思います。この部分をはっきりさせないと、なかなか規制の見直しについて「承認します」とは言えないのではないかと思います。

会長 他にご意見はございますか。

委員 まず1点目は、指定道路ですが、市街化部分を廃止したら、市街化部分にはたくさん野立広告ができるということになるんですか。2点目は沿道サービスのことですが、規制を緩和するということですが、宮崎市の状況、スカイラインを考えるに今の基準でも十分に広告は見えるのではないかと思います。広告を多く出されるから緩和するというのは、おかしいのではないかと思います。

事務局 まず1点目ですが、市街化区域のうち指定道路の規制がかかるのは、第2種規制地域だけになります。お手元の規制図の茶色といいますかグレーといいますか、その区域のみの緩和となりますので、その区域では大きな野立広告ができるようになります。そのため、現在指定道路の規制がかかっている市街化区域全体で野立広告が乱立するというようなことにはなりません。次に2点目、広告が多く出ているからそれに合わせて基準を緩和するのはおかしいのではないかとということですが、おっしゃるとおりです。では、なぜ私どもが沿道サービス施設の緩和について諮問させていただいたかと言いますと、ガソリンスタンドを例に申し上げますと、ガソリンスタンドの広告は、地場産業のガソリンスタンドの広告とフランチャイズ契約元の〇〇や〇〇の広告の2つの広告を1つの事業所で掲出しなければならず、比較的広告量が多くなってしまいう実情があります。このような事業者の事情を勘案し、事務局としても悩んだ末、やむを得ず規制の緩和という提案をしてご意見をいただければと考えた次第です。

会長 他にご意見はございますか。

委員 事務局が苦慮されてるのは分かりますが、パワーポイントの40ページにあります

「ミスマッチ」という言葉がおかしいのではないかと思います。私は、ミスマッチではなく、建築は建築の条件にマッチしている、景観は景観の条件にマッチしているということで、私は「マッチしている」という認識が正しいのではないかと思います。そのため、「ミスマッチ」という捉え方はおかしいのではないかと思います。市民から、この広告物はもっと小さくなくては困るという意見が多く出されれば一考の余地はあるのかもしれませんが、その場所に立地することができる建築物とそこで掲出できる広告物の量は別の問題ではないかなと思います。

会長 他にご意見はございますか。

委員 市街化区域の部分の指定道路を廃止しますと、道路の左側は大きな野立看板ができて左側はできないというようなことになるところがあるのではないですか。それは問題ないのですか。

事務局 おっしゃるとおりです。ですが、都市計画法の用途地域による部分が大部分ですので、指定道路でない区域においても、道路の左側と右側で取り扱いが異なる部分は多くあります。今後の課題としたいと思います。

委員 中心市街地の活性化や商業の活性化は、用途地域からいうと商業地域や近隣商業地域に限って何らかの緩和をするという論理だと理解できますが、今回の提案はこのこととはちょっと異なるのではないかと思います。コンパクトシティや宮崎市が向かっていくまちづくり、都市計画の方向と今回の提案はちょっとずれてるのではないかと思います。なので、事務局には根本的に見直していただいて、もう一度議論をした方が良いと思います。宮崎市だけではなく、宮崎県全体がこれから向かおうとしている方向もあると思いますし、そことの連動も考えないといけないのではないかと思います。今、急いで、今回の提案を決定しなくてもいいのではないかと思います。それよりも、今の社会の変革の中で、行政としてどの方向に行くべきなのかをもうちょっと議論していただいた方が間違いが無いと思いますし、私たちも承認しやすいと思います。

会長 他にご意見はございますか。

委員 ガソリンスタンドの広告は、利用者からの立場で申し上げれば過剰ではないかと思えます。それに、どこにガソリンスタンドがあるとかは地元の方はご存知ですし、今はカーナビもあります。旗が多く立ち並んでいるところを避けながらガソリンスタンドに入るより、すっきりしたところの方が利用者にとっても良いと思います。

会長 これまでいろいろ議論してきました。今回のテーマは重要だとは思いますが、まだ事務局からされた提案を承認できる状況にはないということだと思います。今回この提案がされたことで審議会委員も現在このような状況にあるということを確認したことだと思います。事務局には、都市計画、景観、屋外広告物を踏まえた、これからの宮崎市

の目指す方向の具体的なビジョンを構築し、それに基づいた各地区の規制の見直しを提案してもらうのが一番良いと考えますが、どうでしょうか。

各委員 <了解の声>

事務局 貴重なご意見ありがとうございました。今回の提案は事務局としても悩んだ上での提案でございました。2年前にご審議いただきました屋外広告物適正化推進計画に盛り込まれていた内容もございました。一部、事業者の立場にたった提案があったと思います。事務局としても、どうしても緩和したいというわけではなく、審議会の意見をお聞きして判断したいという考えがございました。その議論の中で、宮崎市全体のビジョンを構築し、それに基づいた各地区の規制の見直しをした方が良いという意見がありましたが、そのとおりだと思います。ただ、今回の提案の中で、2点目、3点目は緩和の面がありますので次回以降に持ち越しということになると理解しておりますが、1点目の提案であります「沿道景観に関する規制の見直し」の中の2番目の項目であります宮崎港前の道路の規制緩和を除いた9項目については、規制の強化や間違いの修正になりますので、その部分については、「承認」という答申をいただけるのか、確認できればと思います。

会長 今、事務局からありました、1点目の提案の2番目の項目を除く部分は、景観がより良くなる方向の枠組みなので、その部分は「承認」するというところでどうでしょうか。

委員 規制を厳しくするにしても、第2種禁止地域にするのか、第3種禁止地域にするのかという問題がありまして、今回の提案は第3種禁止地域にするということになってますが、第2種禁止地域にした方が良い部分があるかもしれませんので、一部承認するよりも、一度全て事務局にお返しして、全体の方向性が定まってから検討した方が良いのではないのでしょうか。間違いの修正に関しては、しょうがないと思いますので、事務局の方で事務的に対応できるのであれば、その部分だけはそのようにしてもらおうということはどうでしょうか。

会長 今、〇〇委員からご意見がありましたが、間違いの修正について、事務的な対応だけで対応可能なかどうかを、事務局、説明してください。

事務局 規則にのっていますので、事務的な対応だけではできないことになります。

委員 それでは、修正の部分については会長に一任ということで承認すれば事務局側の手続きは進むのではないのでしょうか。

事務局 規則で定めている部分がございますので、修正に間違いがあつてはいけませんので、会長にご報告させていただいて、対応いたしたいと考えます。

会長 それでは、1点目の提案部分については、修正部分についてのみ、私に一任というこ

とで承認ということで良いでしょうか。

各委員 <了解の声>

会長 ありがとうございます。事務局からは何かありませんか。

事務局 ありません。

会長 それでは、事務局には、本日出た意見を勘案して、今後よりよい提案をしていただければと思います。